

19 大学規程中改正（文部省令第三十一号）他

〔昭和四年六月〕

(注記1) 発専二三〇号 定 6月21日 文書課長 (印) 送 6月21日 起案者 (印) 抹消 6月21日 起案者 (印)

昭和四年五月二十日起案

〔抹消〕施行前要再回

学務課長 (河原) (印) 次官 (栗屋) (印) 次官 (勝田) (印) 大臣 花押 (木部) (印) 審査委員 (伊東) (印) (菊池) (印) (山川) (印)

専門学務局長 (西山) (印)

(注記2)

(注記3)

文部省令第〔33〕号 案

大阪外国語学校規程中左ノ通改正ス

〔加筆〕〔昭4〕年〔6〕月〔24〕日

文部大臣

第六条中「文部大臣ノ認可ヲ得テ〔学校長〕」ヲ「学則ニ於テ」ニ改ム

ニ改ム

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

案

文部省令第〔34〕号

東京音楽学校規程中左ノ通改正ス

〔加筆〕〔4〕年〔6〕月〔24〕日

文部大臣

第十五条、第十七条及第十八条中「文部大臣ノ認可ヲ得テ〔学校長〕」ヲ「学則ニ於テ」ニ改ム

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

案

文部省令第〔32〕号

高等学校規程中左ノ通改正ス

〔加筆〕〔4〕年〔6〕月〔24〕日

文部大臣

〔第十八条中「剣道及柔道」ヲ「剣道、柔道及弓道」ニ改ム〕

第二十五条中「及特別ノ事情ニ依リ文部大臣ノ認可ヲ受ケタル

場合」ヲ削ル

第二十八条中「文部大臣ノ認可ヲ受ケ」ヲ削ル

第二十九条公立又ハ私立ノ高等学校ノ教員數ハ文部大臣ノ認可

ヲ受ケ之ヲ定ムヘシ但シ兼任教員ハ教員數ノ半數ヲ超

ユルコトヲ得ス

第三十条中「剣道又ハ柔道」ヲ「剣道、柔道又ハ弓道」ニ改ム

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

案

文部省令第〔31〕号

大学規程中左ノ通改正ス

〔加筆〕〔4〕年〔6〕月〔24〕日

文部大臣

第六条中「〔大学ニ於テ〕文部大臣ノ認可ヲ受クヘシ」ヲ「学則

中ニ之ヲ定ムヘシ」ニ改ム

第七条中「文部大臣ノ認可ヲ受ケ」ヲ「学則ニ於テ」ニ改ム

第八条中「文部大臣ノ認可ヲ受ケ」ヲ「学則中ニ」ニ改ム

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

理由書

大学規程、高等学校規程、大阪外国語学校規程、東京音楽学校規程中改正ヲ要スルハ行政制度審議(抹消)〔会〕(加筆)ノ決議ノ趣旨ニ基キ許可認可事項ノ整理ヲ為サントスルニ由ル

(注記1)

「完結」

(注記2)

「回付月日 6月(抹消)」(加筆)「1」日 山川委員 / 6月10日 菊地委員 /

6月18日 伊東委員 ————— / [] []

(注記3)

「四」(簿冊内件名番号)

(下札)

〔(有原)〕種別 わ一ノ二ノ聯繫 文、百三、事、百二ノ登録追加 / 件

名 省令第三十一号 (加筆)〔事文〕大学規程中改正 省令第三十二

号

(加筆)〔事文〕高等学校規程中改正 省令第三十三号 大阪外国語学校

規程中改正 省令第三十四号 東京音楽学校規程中改正 / 番号

発専一三〇 / 結了年月日 昭四、六、二二 / 保存年限 ムキ / 枚

数 4

〔大13年、昭14年、地方学事通則及其ノ解
積・明36年、昭17年、大学令、帝国大学
令及其ノ解釈〕文部省⑤3A.32—5.2380